

平成21年6月11日（木）

日程第10 議案第5号 橋本市ごみ焼却場
設置及び管理条例の一部を改正する条例に
ついて と日程第11 議案第6号 橋本市
環境美化センター設置及び管理条例につ
いて の2件

○議長（中西峰雄君）日程第10 議案第5号
橋本市ごみ焼却場設置及び管理条例の一部を
改正する条例について と日程第11 議案第
6号 橋本市環境美化センター設置及び管理
条例について の2件を一括議題といたしま
す。

これより2件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようです
ので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第5号と
議案第6号の2件については、総務委員会に
付託いたします。

日程第12 議案第7号 橋本市立産業文化
会館設置及び管理条例について と日程第13
議案第8号 橋本市立温水プール設置及び
管理条例について の2件

○議長（中西峰雄君）日程第12 議案第7号
橋本市立産業文化会館設置及び管理条例につ
いて と日程第13 議案第8号 橋本市立温
水プール設置及び管理条例について の2件
を一括議題といたします。

これより2件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番 清水君。

○6番（清水信弘君）78ページに載っている
んですけども、ちょうど真ん中ぐらい、夏
季の冷暖房実施期間中は、季節料金として基

本使用料の5割を加算するとあります。これ
について、この料金で間に合っているのかど
うかと、朝、昼、晩と使用料金が違うんです
けれども、朝と夜とは相当の電気料金によっ
て違いが生じてくると思うんです。利用者
にとってですね。これはちょっと不合理だと思
うので、朝、昼、晩、時間いくらかというこ
とで決められたほうがいいんじゃないかと思
い、質問させていただきます。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）基本使用料の5割
加算、これにつきましては従来から適用して
おる料金の体系でございます。これについて
はさわってございませんので、そういった今
議員ご指摘のように朝と夜の時間についての
差というのは、一般に公共的な施設について
はそういった部分の差というのは設けていな
いと思います。そういった部分で冷暖使用の
季節料金としての5割アップというのは、従
来からの考え方でさせていただいております。

○議長（中西峰雄君）6番 清水君。

○6番（清水信弘君）答弁もれなんですけど
も、どの部分で採算が合っているのかお聞き
すると、ぜひ見直しをお願いしたいと思
います。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）電気使用料金に対
する冷暖が採算が合っているかというところ
ですが、ちょっと私、そこまで押さえてござ
いけません。今後そういった部分も厳密に計算
していくべきだということで今ご指摘いた
だきましたので、料金についてはこの指定管理
を目標に平成22年4月ということをしてい
ますので、市全体のそういった料金の見直し
もされると聞いておりますので、そういった

部分で空調等についても議論というか検討を加えていきたいと思えます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）議案の第7号、第8号でこの整合性についてちょっとお尋ねをしたいんですけども。まず、議案第7号の使用料ですね。市外の利用者という点で、議案書の78ページ、この別表の中で2のところ区市外、こちらは（橋本市周辺広域市町村圏組合を組織するまち（かつらぎ町、九度山町及び高野町）を除く）、こういう定義がされているんですね。議案第8号の温水プールのほうでは、こちらは86ページの別表のところ、市外居住者が利用するときは使用料の5割を加算する。片一方でこの市外というのは広域の組織の自治体の居住者というのを入れて、こちらのプールのほうは、これは単純に橋本市民以外というような定義ということで理解をしいのかというのが一点と、あと、この温水プールですけども、この市外の利用者、どれぐらいの人数を見込まれているのか。市内の居住者、市外の居住者でどれぐらいの人数の利用客を見込まれているのか。二点教えてください。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）78ページの市外（橋本周辺広域市町村圏組合を組織するまち（かつらぎ町、九度山町及び高野町）を除く）という条項なんですけど、これは以前、町の時代にそういった部分でこの産業文化会館を開くときに、この橋本周辺広域市町村圏組合を構成するまちについては同一の市の扱いをするというようなことで、当時の町で決めております。一方、かつらぎ町のそういう施設についてもこれと歩調を合わせて、一応同一のまちの扱いというふうにこれはなっておるといふことを聞いております。

それと、86ページの温水プールの件、今回

この備考の「市外居住者が利用するときは、使用量の5割を加算する」ということで、これは一般遊泳の関係で追加をしまして、市内、市外を分けるべきだという議論のもとに今回追加をさせてもらった部分です。

それと、どれぐらいの人数かというのは手元に資料は持っておるんですけど、ちょっと後でお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）利用客のほうは後ほど結構なんですけども。ただ、この温水プールに関しては、これは要するに広域云々ということの制約はなかったんですか。済みません、2回しか聞けないので。それがなかったのかということと。

それと、先日私も一般質問の中で図書館云々というところで3市協での話というのがあったんですが、そういった広域云々ということであれば、逆に今後その3市協の組織する自治体についても市内扱いをする、そのかわり河内長野市だったり五條市だったりの施設を利用していけるとか、そういった市外、市内の考え方というのについて検討をさせていただいてはと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）温水プールの関係については、産文のようなそういった広域のところというのは町の時代にもなかったということなんです。

それと、3市協の関係でありますけど、この部分については現状は加えてないんですけど、議員おただしの先日の一般質問にも3市協のお互いの施設の使用というのか、そういった部分でのお話もございましたので、そういった部分も含んで今後検討させていただきます。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）3市協の中で具体

的な話が出ていませんので、現在のところ、その産文をどないするかというところまではいっていません。今のところそういう考えは持っていないんですけど。といいますのは、産文がその3市協にどれだけの利用度があるかというの、個人としてはちょっと利用価値が少ないかなということを考えてございますので、考えてございません。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

9番 上田君。

○9番（上田良治君）一点だけお伺いしたいんですが。この産業文化会館と温水プールの休館日についてちょっとお伺いしたいんですが。これは月曜日となっているのやけれども、月曜日と指定されたのは、一番利用者が少ない日ということで月曜日とされておるんですか。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）質問の意味がよく理解できていないんですけども、月曜日を休館にするという部分のお尋ねですか。月曜日をなぜというのは、他の公民館等も休日の扱いは月曜日ということにしてありますので、そういった部分のところの休日を合わせてあるというような、よく特にこういった施設については土日の使用が多いので、明るる日の月曜日を休日にするというようなところだと思っております。

○議長（中西峰雄君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）月曜日と指定されると、月曜日の休みの方は、これ、ずっと行かれへんでしょう。それはそうですよ。公民館も含めてそうやけど、月曜日が多いのやろう。ずっと月曜日が休みの人は利用できれへん。だから、今後については利用率をちゃんと統計とって、一番利用の少ない日を休みにするのがこれは当然であると思うんでね。その辺は今後見直しをよろしくお伺いしたいというこ

とで質問しとるので、その辺をよろしくお伺いします。答弁してください。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）いずれかの日を休日にせざるを得んというところで、月曜日を休日にする場合というのは、今私が申し上げたように、一般的に利用者のことを考えれば、どこかで選択をせざるを得んと思いますので、そういった部分で月曜日休みの方もたくさんおられると思うんですけども、一般的にそういった休日を設けておるという理解でおりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）78ページの備考の1なんですけども、季節料金として、冷暖房使用実施期間中は基本使用料の5割を加算するというので、その日にちが決めてあって、「ただし、その年の気象事情によって変更する場合がある」となっているんです。

先日、私、市民会館を利用したんですけども、6月5日で、6月1日だから5割増だったんですけども、肌寒い日で、全然、冷房を使わない日だったんです。この季節の変わり目はすごく微妙だと思うんですけども、こういうふうにはっきり決められてしまうと。融通がきかないといいますか、利用もしないのに5割増をどうしても取られてしまうという現実があるので、もう少し融通のきく使用ができるような条文になり規則に変えることはできないんでしょうか。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）今ご指摘の部分なんですけど、「ただし、その年の気象事情によって変更する場合がある」ということをうたっておりますので、その部分で、今言うたように肌寒い日に冷房というのは、私もおっしゃっている部分はわかるんですけども、その冷

房期間は一応設けておいて、その施設で運用の中でそういう気象状況に合わせて運転をしたらという解釈で私はおるんですけれども。

そういった部分で肌寒い日にわざわざ冷房というのは、もし集中管理でなければそういった部分はできるとは思うんです。市民会館は私もちょっとあれですけど、それぞれの部屋で独立でさせているので、そういった運用はされるのと違うかなと思っております。

以上です。

○議長（中西峰雄君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）何日から何日までというふうに決めたら、6月2日からとか3日からとなったとしても、その後も融通はきかすことが結局できないと思うんです。だから、こういう条文になると、実際のそのときの室温と合わないことが出てくるのが実際だと思うんです。それで、「ただし」というのは入っているんですけども、もう少し融通がきくような条文に変えることができないだろうか。できないんでしょうか。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）条例で規定する以上、そういった期間を決めざるを得んと、必要があるというふうに思います。

以上です。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今の関連ですが、冷房を、例えば夏にしましょうか。6月なら6月で冷房を使用しなかったのに、冷房を使用しないで冷房を使用した料金を請求されたという話なんですよ。今の次長の答弁ですと、それは冷房を使わんといたたらええと、肌寒いときは使わんといたらいいですわな。しかし、料金が冷房を使った1.5倍徴収されるところが問題なんですよ。次長の今の答弁だったら、その割増の料金は取らないというふうにとれるんです。その場合、きちっと取らないシス

テムになってないのをどうするんですかということになると思います。この点どうでしょう。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）そういった部分のご指摘についてはちょっと即答できにくい部分が私はあると思います。市民会館の事例で挙げておりましたので、そういった部分についてまた私もこういった部分で産業文化会館でどうするかと。他の施設についても影響することですので、慎重に研究したいと思っております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）答弁しにくいというのか即答できないというのか、政策的な問題になってきたら、次長の段階ではなかなか勝手なことを言えやんというような、目に見えない縛りというのが。よう表現うまくいきませんが。そういう点で、副市長、どうですか。もう長々言いません。こういうケースの場合、現実に冷房を使わなかった。電気代も使わなかったことになる。そこで1.5倍とか割増使用料を取るのはどう考えてもおかしいので。この点についてきちっと厳格にというのか、やっていただけますか。これから議論いただいで。

○議長（中西峰雄君）副市長。

○副市長（清原雅代君）この条文の中に「ただし」の以下の部分がございますので、そこの中での運用は可能かと思えます。ただし、そこが全館一括ということでしたら、ある方は暑い、ある方は寒いという場合がありますので、なかなかその調整というのは難しい面もあるかとは思いますが、その一つ一つの部屋でそういうことであれば、ここの「ただし」の運用で可能ではないかと考えますので、一度その部分についてはそういう方向でいけるかどうかも含めて、前向きに検討はさせて

いただきます。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）この料金のこれなんですけど、区切りという意味もようわかるんですけど、これ、何で区切るのかなど。早ういうたら電気代がもったいないんですか。皆さんが会館を使用するのに快適な立場の中で、もし暑いのであればそれは、副市長おっしゃるように、暑いと思われる方もおれば寒いと思われる方もおると。そんなことはないですよ。暑いと思われる方がおって、これぐらいのものかなと思う人もおるかもわからんけども。それやったらそない冷えらんでも、少しだけでも回したらええんじゃないですか。そしたら、もし節約の中でそういうふうな電気代が発生するという意味であれば、私は提示してほしいのは、じゃ、集中管理でやっていると。やっていますわね。集中管理にしたら、その時間を回したら電気代が何ぼかかるんですか。それを示していただいて、そして、回したらこれぐらいかかりますけども、徴収した場合はこれぐらいで、これぐらいの大きな差額があるから、この期間を設けてできませんというのであればわかりますよ。多分1万円も2万円も1日にそんな電気代はかかりません。私、ちょっとぐらいはそういう専門家の知識がありますので。だから、数千円の電気代のこと、こういうことで縛りをかけて、やっぱり快適に使うてもらうということがまず第一でしょう。私が言うように、それは二、三時間使うて何万円もかかるんでしたら、それはちょっと考えなさいと言うけども、その辺のことの数字を把握してこれを出してきているのか、それとも全然違うところの意味合いで我慢してもらうんやと、6月まではみんな辛抱なんやというふうなのか。その答弁をお願いします。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）今議員おっしゃたようなそういった時間とか積み上げでのそういう積算の上にこの期間を打ち出してあるというんじゃないしに、従来からそういった部分で季節料金というのを設けてある中で、これはそのまま以前からのものを踏襲させてもらっていますので、残念ですけども、そういった部分の積み上げでの結果ということではないので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（中西峰雄君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）非常に残念ですね。残念ということをおっしゃってくれているので、ということは、これは改善の余地があるということなんです。ですから、もう少し、本当になぜ6月からせなあかんのかと、物事の根本に戻って、電気代が必要であるのであれば、じゃ、どれぐらいの集中管理に対して1時間どれぐらいのワット数が要って、その中でどれぐらい電気代がかかるんやと。そういうことも含めてやっぱり議論というのをはしていかなあかんので。私たち、私には最低わかるように、いっぺん集中管理したらどれぐらい電気代がかかるんやと。それは気温にもよりますよ。30度以上あるときの電気代ときょうはみたいに二十五、六度ぐらいのちよっと蒸しつとしたときの電気代は全然変わってきますけども。やはりどういうものをやっているかというのを示してから、私はこういうものを理解せいと言っていたきたいんですけども。そういうのをデータとして出していただいてしてくれますか。後で結構ですけども。きょうはと違って、後に皆さんに配ってくれますか。難しいことあれへんやん、そんなもの。ワット数と電気代全部やったら1日が出るわ、おれ。だから、資料を出してくれるかと言うてるのや。それだけの話や。

○議長（中西峰雄君）教育次長。

○教育次長（西本健一君）そういった部分の

計算、今、議員はそういった部分で詳しい部分があるかと思うんですけども、私としては非常に難しい部分があるかなと感じております。資料をすぐに出せるかというのはちょっとお答えはできません。そういった部分で今後検討事項とさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中西峰雄君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）今、皆さん意見がたくさん出てますけど、もともと産業文化会館は要するに冷房を使わない場合はその料金は取ってない。取らなかったんです。ずっと今でも取ってないと思う。一応、要するにこの条例についてはこの年の気象事情によって変更する場合があるということにただし書きは入っているのですね。それで、今までどおり使わない場合は取らないというような方向で、要するに規則ないし要綱で、いうたらその文化センターに今館長さんもおるし、職員さんもおるんやから。そういう一つの柔軟性を持って、使わない場合は料金を取らないというような方向でね。条例は文教厚生委員会でやるのかな。付託するので、それも含めて、ここで議論するというよりも、文教厚生委員会があるので、そこへ付託をして、それで僕が言っているように、今まで料金を取ってなかったと思うんですね。そういうことも含めて、規則とか要綱で、要するにそういうことで取らないというような方向でね。条例はこれでいいやん。それで要綱と規則というのはあるのやから。そういうところで柔軟に取らないような方向でやな。一応、文教厚生委員会のほうへそれも含めて付託をして審議をしていただくと。こういうことで、答弁要りませんから、そういうふうな方向で文教厚生委員会のほうで審議をしてください。そういうことです。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）期間が決まるとというけど、これは一般的にはこんなものやろうという話で、そんな厳密に決めたものと思うんですよ。普通これは経験上、この辺は寒いやろう、暑いやろう、それでこれで取ろうかという話でしょう。そんなあんまり厳密に考える必要はないと思うんです。

それと、電気メーターが上がったら何ぼ要ると、そんな話と違くて、例えばきっちりそれで決めるんだったら、使用料だって何時間入ったらどれだけ何々が減るさかいにと、そんな決めやんなんでしょう。これは一般的に便利なようにこれぐらいにしとこう、これで適当と違つかと、そういうような話で決めてあるので、もしそんなこと言い出したら何もかもね。そのために人件費がどっさり要りますので。この程度でええのと違つかと。それは大まかにやっていただいて、私はそのほうがいいと思います。

○議長（中西峰雄君）答弁もれを答弁いたさせます。

教育次長。

○教育次長（西本健一君）先ほどの瀧議員の答弁もれなんですけど、資料をよう見つけませんので、また文教常任委員会のほうで温水プールの利用人員については報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第7号、議案第8号の2件については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第14 議案第9号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について

て

○議長（中西峰雄君）日程第14 議案第9号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）市職員の定数の一部を改正するという事なんですが、新旧対照表の55ページを見て気になったのが、議会事務局の職員7人、選挙管理委員会の職員5人、実際に配置されている職員数と明らかに違ったままでずっと続けていくというのか、こうしとくほうがいろいろ都合といいますか、自由に職員を忙しいところへ配置するとかそういうことができるのか。自治体特有の仕事といいますか、こういう実態と全然違うような数字で進めていくというのはいかがなものかなど。そんなに定数というのは変える議案といいますか、少ないように認識するのですね。この選挙管理委員会、これは職員は2人しかいてないと思うんですよ。それを5人と、なぜこういうふうにしとかないといけないのか、その点、わかるように説明ください。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）おただしのよう、定数につきましては、これは全部足しましたら1,081になるわけです。それで、実際の職員数が923人になってございます。ということで、この職員定数につきましては合併時に設定したものでございます。ということで、こういう言い方をすれば悪いですけど、総枠のということで、これを超えてはならないということもあります。そういうことで、今回の定数条例の改正につきましては、全部見直していくという考え方じゃなしに、必要などころについて最小限の調整をしたということでございます。

この定数の改正につきましては、また別の、行革のほうで定数の管理をやってございますので、その期限が来たときには、定数の改正も含めて実際の定数を考えていかなければいけないというふうに考えてございます。ということで、具体的に、議会事務局の職員は定数が7人ですけども実際が5人、それから、選挙管理委員会につきましては定数が5人ですけども実際は2人ということになってございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）ほかにありませんか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）同じところでなんですが、第9号、今言われた1,081人の現在の定員数に関して、いろいろときのう僕も質問させていただいた病院の改革プラン云々の話がありますけども、その都度こういったところで、その中で定員の1から10まで挙げている中で操作されていくのかなというふうに思うんですけども。この病院のところの職員の314人、これは改革プランを作成したときに、当然きのう僕が言うてた部分で、なかなかこれでそのままいかれへんという場合が出てきたときに、また改正を見込んで今回こんな小さい改正もされたのかという、ちょっと僕、疑問に思ったので質問させてもらったんですけども。

この際この定員定数、要するに集中改革プランを進めていく中でなぜこういう数字にされているというような、僕、ちょっと意味がようわからんので、もう少し説明してもらえますか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）今言いましたように、定数の問題と集中改革プランの定員の成果の問題と、別のという言い方はおかしいですけど、数字的にはちょっと別になってござ

います。ということで、定数条例の中での市民病院の職員につきましては定数で314人ということで、実数が283人ということでかなり余裕があるわけでございますけども、集中改革プランの中の定員適正化計画の中では、市の総数でございますので、1,081人というのは余裕じゃございません。ということで、この中では現在のところまだ整合がとれているような状態ですけども、きのう言いましたように看護師さんを増やしていくとかいうことになりましたら、定員適正化のほうを考えていかなければならない数字になってございますので。というか、修正していかなければならない数字になってございます。ということで、今回の定数条例の変えた消防職員の8人を増やす部分につきましても、定員適正化計画の中では整合がとれているということで、いっぱいいっぱい整合がとれているという状況でございます。

ということで、病院の問題につきましては、きのうもちよっと答弁ありましたように、定員適正化計画以上に病院の職員の定数をどう考えていくかということの県なり国なりの協議、それと、言いにくいですけども、独法化も含めた協議が、でないとは打破できないような状況がございますので、それについては適正化計画も含めまして病院経営のことも含めまして、数字を変えていくにおきましては、県なり国なりにいろいろ協議していかなければいけないというふうに考えてございます。

○議長（中西峰雄君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ここで聞かせてもらったので、この際参考のためにちょっと聞かせてほしいんですけども。きのうも病院のほうで時間がなかったのので聞けなかった部分があるんですけど。

看護体制を7対1に持っていったときに、果たして何人ぐらい今、現病院でやっている

場合に必要になってくるか、その数字と、それから、ICUの分についても設置を言われていましたので、こちら辺のその数字が、単にそこまで拡大的に話を持っていったらちょっと悪いんですけど、参考のために聞かせてほしいんですけど、その辺の数字に関しては1から10までの新旧対照表の中でどうなのかなというところをちょっと。言いにくいですか。

○議長（中西峰雄君）上久保議員、今のご質問ですけれども、議案がらちょっと外れておりますので。

○21番（上久保 修君）外れているわけでもないんですが。職員の定数条例を定めて1から10までの新旧対照表を示されているわけですか。今回は消防職員のその部分について市長部局とのあれがあるんですけども、将来的に今進めている病院であるその改革プランとか、市長部局と調整をとってはるのと違うのか。これをやっという数字に関して、絵にかいたもちみたいに単に20年3月31日までに作成したということで、そこら辺のその根拠が僕、ようわからんので。今、単にこの場で聞きたいのは、病院もこれからやっぱり健全経営していこうと思ったら、そういう体制もとっていかんなんということで、僕はきのう聞けなかった部分を今ちょっと聞いとるんです。これは定員適正のあれからいうたら離れてますか。

○議長（中西峰雄君）議案からいいますと、今の趣旨からはちょっと外れますので。現在の病院の中の定数のお話でございますので、先々のことについてはちょっと外れますので、またの機会にさせていただきたいと思っております。ご了解願います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、こ

れをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第9号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第9号 橋本市職員定数条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第15 議案第10号 橋本市立文教施設
利用に関する条例の一部を改正
する条例について**

○議長(中西峰雄君)日程第15 議案第10号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、文教厚生委員会に付託いたします。

**日程第16 議案第11号 橋本市消防団員等
公務災害補償条例の一部を改正
する条例について**

○議長(中西峰雄君)日程第16 議案第11号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第11号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第11号 橋本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、10時45分まで休憩いたします。

(午前10時33分 休憩)